

第2章 技能実習制度の概要

第1節 技能実習法のポイント

平成28年11月18日に成立し、同月28日に公布された技能実習法は、それまで入管法令によって、在留資格「技能実習」に係る要件等とされていた種々の規定を取りまとめ、さらに制度の抜本的な見直しを行って、新たに技能実習制度の基本法として制定されたものです。

技能実習法に基づく技能実習制度においても、これまでと同様に、企業単独型技能実習と団体監理型技能実習の2つの形態の技能実習が認められますが、主な内容は次のとおりです。

第1 外国人技能実習機構の設立

技能実習法に基づき外国人技能実習機構(以下「機構」という。)が設立されました。機構は、後述する技能実習計画の認定、実習実施者の届出の受理、監理団体の許可申請の受理等を始め、実習実施者や監理団体に対する指導監督(実地検査・報告徴収)や、技能実習生からの申告・相談に応じるなど、技能実習制度の適正な実施及び技能実習生の保護に関する業務を行っています。

機構は、東京に本部事務所を置くほか、全国で13か所(札幌、仙台、水戸、東京※、長野、富山、名古屋、大阪、広島、高松、松山、福岡、熊本)の地方事務所・支所において業務を行っています。

※ 東京には、本部事務所とは別に、地方事務所も開設

第2 技能実習計画の認定制

旧制度においては、法務省令で技能実習計画書の作成、提出を規定しており、監理団体が技能実習計画を作成し、個々の技能実習生の在留資格認定証明書交付申請等の手続の中で、地方入国管理局が確認していましたが、技能実習計画としての認定を行っているものではありませんでした。

現行制度においてはこれを改め、技能実習を行わせようとする者(実習実施者)は、技能実習計画を作成し、その技能実習計画が適当である旨の認定を受けることとされ、技能実習計画に記載しなければならない事項や申請の際の添付書類が、技能実習法及びその関連法令で規定されています。

ただし、認定を受けた場合であっても、その後、認定の基準を満たさなくなった場合や、認定計画のとおり技能実習が行われていない場合等には、実習認定の取消しが行われることになりますので、常に法令等の基準を満たして技能実習を適正に行わせる必要があります。

また、技能実習計画は、技能実習生ごとに、第1号、第2号及び第3号の区分を設けて認定を受けることとされており、特に第3号技能実習計画に関しては、実習実施者が、「技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること」(法第9条第10号)が認定の基準となります。第2号技能実習及び第3号技能実習を行うためには移行対象職種・作業であることが必要です(P48参照)。

なお、複数職種・作業による技能実習(P134参照)、複数法人による技能実習(P36参照)が可能となっています。

認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課に行います。

第3 実習実施者の届出制

旧制度においては、実習実施機関に求められる事項等を法務省令で規定しており、個々の技能実習生の在留資格認定証明書交付申請等の手続の中で、地方入国管理局が確認していましたが、実習実施機関として届出を行うことは求められていませんでした。

現行制度においてはこれを改め、技能実習法により、実習実施者が技能実習を開始したときには、遅滞なく届け出なければならないこととされました。

この届出は、機構の地方事務所・支所の認定課に行います。

第4 監理団体の許可制

旧制度においては、法務省令で監理団体の要件等を規定しており、個々の技能実習生の在留資格認定証明書交付申請等の手続の中で、地方入国管理局が確認していましたが、監理団体としての許可を行っているものではありませんでした。

現行制度においてはこれを改め、監理事業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととされ、監理団体として満たさなければならない要件が、技能実習法及びその関連法令で規定されています。

ただし、許可を受けた場合であっても、その後、許可の基準を満たさなくなった場合には、監理事業の全部又は一部の停止や、監理事業の許可の取消しが行われることになりますので、常に法令等の基準を満たして監理事業を適正に行う必要があります。

なお、監理団体の許可には、一般監理事業の許可と特定監理事業の許可の2区分があり、一般監理事業の許可を受ければ第1号から第3号までの全ての段階の技能実習に係る監理事業を行うことができ、特定監理事業の許可を受ければ第1号技能実習及び第2号技能実習に係る監理事業を行うことができます。

この許可申請は、機構の本部事務所の審査課に行います。最終的な許可の

判断は主務大臣が行います。

第5 技能実習生の保護

現行制度では、技能実習生の保護のため、技能実習の強制、違約金設定、旅券又は在留カードの保管等に対する禁止規定を法律に定めるほか、これに違反した場合の罰則に関する規定を定めています。

また、実習実施者又は監理団体の法令違反があった場合に、技能実習生が当該事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に通報・申告することができることとし、技能実習生からの相談に応じる体制を整備しています。

さらに、人権侵害行為を受けた技能実習生が引き続き技能実習を継続することができるよう、機構において転籍を支援する体制も整備することとしています。

第6 二国間取決めに基づく送出国による送出機関の認定

1 送出機関の定義

旧制度では、技能実習生の募集・選抜を行う機関、技能実習生を推薦する機関、渡航前に事前講習を行う機関など、本邦外において、技能実習の準備に関与する外国の機関を総じて、「送出し機関」としていましたが、新制度では、監理団体に対して求職の申込みを取り次ぐか否かで、「外国の送出機関」と「外国の準備機関」の2つに分けられています。

外国の送出機関は、技能実習生が国籍又は住所を有する国又は地域の所属機関や団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みを本邦の監理団体に取り次ぐ者をいいます。

他方、外国の準備機関とは、技能実習生になろうとする者の外国における準備に関与する外国の機関をいい、例えば、外国で技能実習生になろうとする者が所属していた会社や、技能実習生になろうとする者を広く対象とするような日本語学校を経営する法人、旅券や査証の取得代行手続を行う者などが含まれます。

なお、外国の送出機関のうち、認定申請を行おうとする技能実習計画に係る技能実習生の求職の申込みを実際に監理団体に取り次ぐ送出機関を「取次送出機関」といいます。

2 送出機関の適正化

技能実習生の選抜には、現地の事情に精通している送出機関が重要な役割を担っていますが、その一方で、これまで、失踪防止等を名目として、技能実習生本人やその家族等から保証金の徴収等をしている不適正な送出機関や、制度の趣旨・目的を理解せず、技能実習を単なる出稼ぎと捉えて来日す

る技能実習生の存在が指摘されているところであり、技能実習制度の適正な運用のためには、送出機関の規制強化等の適正化を図ることが求められています。

このような状況を受け、技能実習法に基づく新制度では、監理団体の許可に当たって、技能実習生になろうとする者からの求職の申込みを取り次ぐ外国の送出機関について、規則第25条で定められる要件に適合することを求めることとし、送出機関の規制強化を図りました。

3 二国間取決めに基づく送出国による送出機関の認定

外国にその事業所が所在する送出機関については、外国に所在するため日本ではその適否を確認しきれないという問題があります。

旧制度においては、監理団体の許可制がないのと同様に、送出機関についても適正なものをあらかじめ選別するような公的な仕組みはありませんでしたが、現行制度においては、我が国政府と送出国政府との間で二国間取決めに順次作成することとし、各送出国政府において自国の送出機関の適格性を個別に審査し、適正なもののみを認定する仕組みを構築することとしています。なお、認定された送出機関名については、機構のホームページ（以下「HP」という。）に国ごとに掲載しています。

当該送出国との間で二国間取決めが作成され、当該取決めにに基づく制度に移行するまでの間は、送出国政府の公的機関からの推薦状が必要とされるなど規則第25条で定められる要件を満たしていることが必要となります。また、当該取決めにに基づく制度に移行した後は、送出国政府が認定した機関を除いて、当該送出国からの送り出しが認められなくなります。

第2節 技能実習の実施に必要な手続の流れ

団体監理型技能実習を行う場合は、監理団体の実習監理を受ける必要があり、監理団体が監理事業の許可を得ている必要があります(参照:本節第1 監理団体の許可の流れ)。

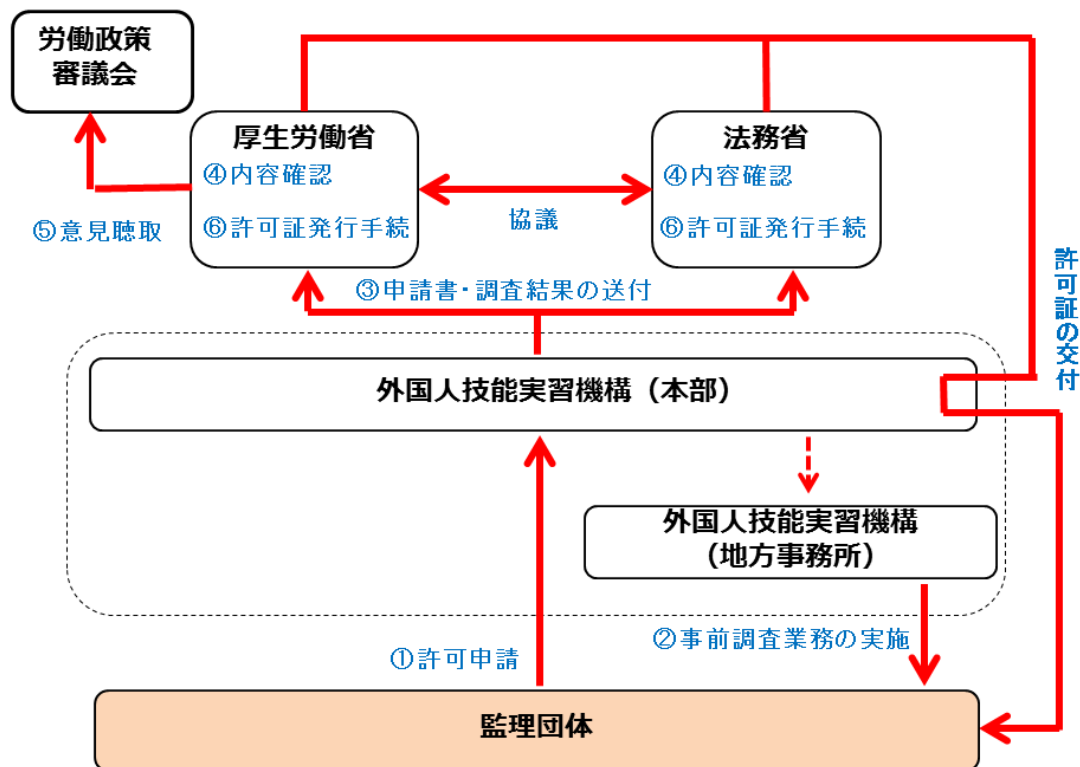
技能実習の実施に必要な手続の流れ(第1号技能実習から第3号技能実習まで在留を継続したまま技能実習を行わせる場合)は次表のとおりです。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、別途通知を発出している場合があります。手続等を行う前に適宜、機構の HP をご参照ください。

機構 HP : <https://www.otit.go.jp/CoV2/>

※ 技能検定等の受検ができないために在留期間の満了日までに次段階の技能実習へ移行できない場合は、技能実習生の住居地を管轄する地方出入国在留管理局にご相談ください。

第1 監理団体の許可の流れ



① 許可申請

技能実習の実習監理を行うためには、監理団体が監理事業の許可を得ている必要があります。監理事業の許可の申請は、機構の本部事務所の審査課で受け付けています（機構の本部への郵送による方法、又は機構本部窓口への持参による方法で申請を受け付けます。）。

技能実習生と実習実施者との間の雇用関係の成立のあっせんを含む実習監理を行う予定の3か月前までに申請を行うことが推奨されます。

② 事前調査の実施

申請書類の内容を確認するために、機構が調査を行います。

③ 申請書・調査結果の送付

機構から、法務省及び厚生労働省に対し、申請書と調査結果を送付します。

④ 内容確認

機構の調査結果をもとに、法務省及び厚生労働省において内容を確認します。

⑤ 労働政策審議会への意見聴取

厚生労働省は、監理団体の許可について、労働政策審議会への意見聴取を行います。

⑥ 許可証の発行

②から⑤までの手続を経て、監理団体の許可が決定されて許可証が発行されます。法務大臣及び厚生労働大臣名による許可証が機構を介して、申請者(監理団体)に交付されます。

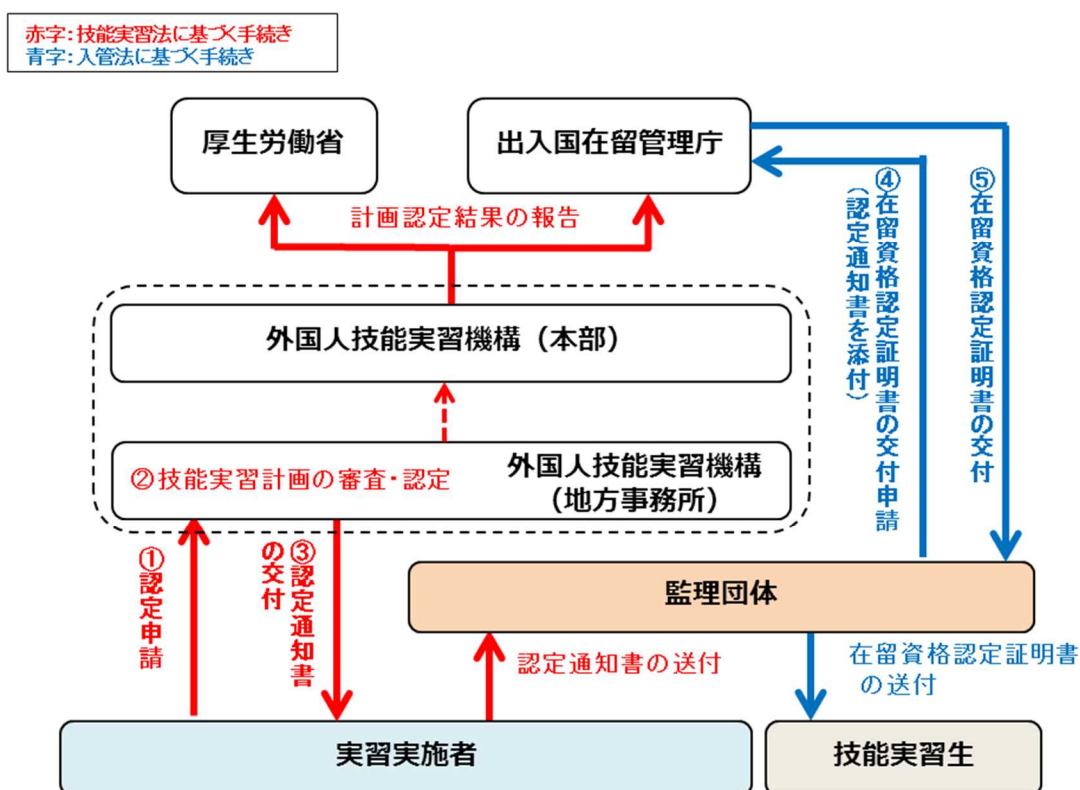
⑦ 許可後の報告、届出事項等

監理団体は、許可を受け、実習監理を開始した後も、技能実習法で定められた報告、届出の手続を定められた様式に従って行う必要があります。その手続は次表のとおりです。

届出・報告一覧（監理団体）

番号	様式	届出先	期限	方法・通数	備考（該当事例・留意点）
1	技能実習実施困難時届出書 （省令様式第18号）	実習実施者の住所地 を管轄する地方事務 所・支所の認定課	届出事由発生後 遅滞なく		実習監理する実習実施者について、実習認定の取消し、倒産等の経営上・事業上の理由があった場合、技能実習生について、病気や怪我、実習意欲の喪失・ホームシック、行方不明があった場合など技能実習を行わせることが困難となった場合に届出が必要。また、技能実習生が途中帰国する場合には、帰国することが決まった時点で帰国前の届出が必要。 ※第5章第10節技能実習実施困難時の届出等（P287）を参照。
2	監査報告書（省令様式第22号）	監査対象実習実施者の 住所地を管轄する 地方事務所・支所の 指導課	監査実施日から2 か月以内（臨時監 査の一部事例は 2週間以内）	・持参又は郵送（対 面で配達され、受 領の際、押印又は 署名を行うもので 信書を送ることが できる方式に限 る。）	監理団体は3か月に1度以上の頻度で（実習実施者へ実習認定の取消し事由に該当する行為があったときは直ちに）実習実施者に対し監査を省令で定められた方法で行い、その結果を2ヶ月以内に報告するもの。なお、技能実習生に対する暴行等の人権侵害行為が疑われた事例は臨時監査実施後2週間以内の報告が必要。 ※第5章第19節監査報告及び事業報告（P310）及び第5章第2節第2（2）臨時監査に関するもの（P204）を参照。
3	許可取消し事由該当事実に係る報告書（参考様式第3-3号）	監理団体の住所地を 管轄する地方事務所・ 支所の指導課	報告事由発生後 直ちに		許可の取消し事由（法第37条第1項各号）に該当する場合に報告が必要。 ※第5章第2節第2（1）二重契約の禁止、法令違反時の報告に関するもの（P214）を参照。
4	変更届出書（省令様式第17号）		変更事由発生後 1か月以内	・正本1通（5番を 除く）	監理団体許可申請書の記載事項について変更が生じた場合に 変更の届出が必要。なお、変更が許可証の記載事項に該当する 場合は、5番の届出及び申請が必要。 ※第5章第9節第2変更の届出に関する事項（P281）を参照。
5	変更届出書及び許可証書換 申請書（省令様式第17号）		変更事由発生後 1か月以内	・正本1通、副本2 通（5番のみ）	4番に該当する場合で、その変更が許可証の記載事項にも該当 する場合には、この変更届出書及び許可証書換申請書が必要。
6	事業廃止届出書（省令様式第 19号）	本部事務所の審査課	廃止予定の1か 月前		監理事業を廃止したときは、監理事業を行う全ての事業所に係 る許可証の返納が必要。
7	事業休止届出書（省令様式第 19号）		休止予定日の1 か月前		監理事業を休止した場合には、許可証の返納は必要ないが、事 業所には掲示せず、亡失・滅失等のないよう保管。 ※第5章第11節事業の休廃止（P291）を参照。
8	事業再開届出書（参考様式第 3-2号）		再開予定日の1 か月前		7番の届出書を提出したのものについて再開する場合に届出が必 要。
9	事業報告書（省令様式第23号）		毎年4月から5月 末日まで		監理事業を行う事業所ごとに作成する。なお、許可区分が一般 監理事業の場合は、優良要件適合申告書（参考様式第2-14 号）の添付が必要。 ※第5章第19節監査報告及び事業報告（P310）を参照。

第2 第1号技能実習開始までの流れ(団体監理型技能実習の場合を例示)



① 技能実習計画の認定申請

認定申請は、技能実習開始予定日の**6か月前から可能**です。また、原則として、開始予定日の**4か月前まで**に申請を行うことが必要です。認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課で受け付けています(機構の地方事務所・支所への郵送による方法、又は機構の地方事務所・支所窓口への持参による方法で申請を受け付けます。なお、郵送の場合、機構に到着した日が申請日となります。)

申請は、定められた様式によって行う必要があり、記載内容を確認するための添付書類等の提出も同時に必要となります。

※ 技能実習開始予定日の4か月前を過ぎてからの申請については、技能実習の開始が予定日を超過してしまう可能性があります。申請は余裕をもったスケジュールで行ってください。

② 技能実習計画の審査・認定

申請された技能実習計画については、技能実習法に基づく基準に照らして審査が行われます。

③ 認定通知書の交付

認定の決定がされた場合は、機構から通知書が交付されます。不認定の決定がされた場合も同様に通知書が交付されます。

- ※ 技能実習生が入国するためには、地方出入国在留管理局から在留資格認定証明書の交付を受けなければなりません。技能実習計画の認定通知書は在留資格認定証明書交付申請に必要となります。以下④・⑤は入管法の手続になります。

④ 在留資格認定証明書の交付申請

第1号の技能実習計画の認定通知書を添付書類として、地方出入国在留管理局に在留資格認定証明書の交付申請を行います。具体的な手続については、出入国在留管理庁のHP等を御参照ください。

※令和7年3月以降、国において、中長期間在留しようとする者に対して、結核を発病していないことの証明を求める「入国前結核スクリーニング」を順次実施することに伴い、対象国からの技能実習生の受入れに当たっては在留資格認定証明書交付申請時に結核非発病証明書が必要となります。入国前結核スクリーニングの詳細については厚生労働省のHPを御参照ください。

厚生労働省 HP:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou03/index_00006.html

出入国在留管理庁 HP:

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-1.html>

⑤ 在留資格認定証明書の交付

地方出入国在留管理局から在留資格認定証明書の交付を受けた監理団体は技能実習生に対して当該在留資格認定証明書を送付します。技能実習生は、在外日本国公館において査証を取得した上、当該在留資格認定証明書を入国の際に提示することにより、在留資格「技能実習」により入国することが可能となります。

⑥ 認定後の報告、届出事項等

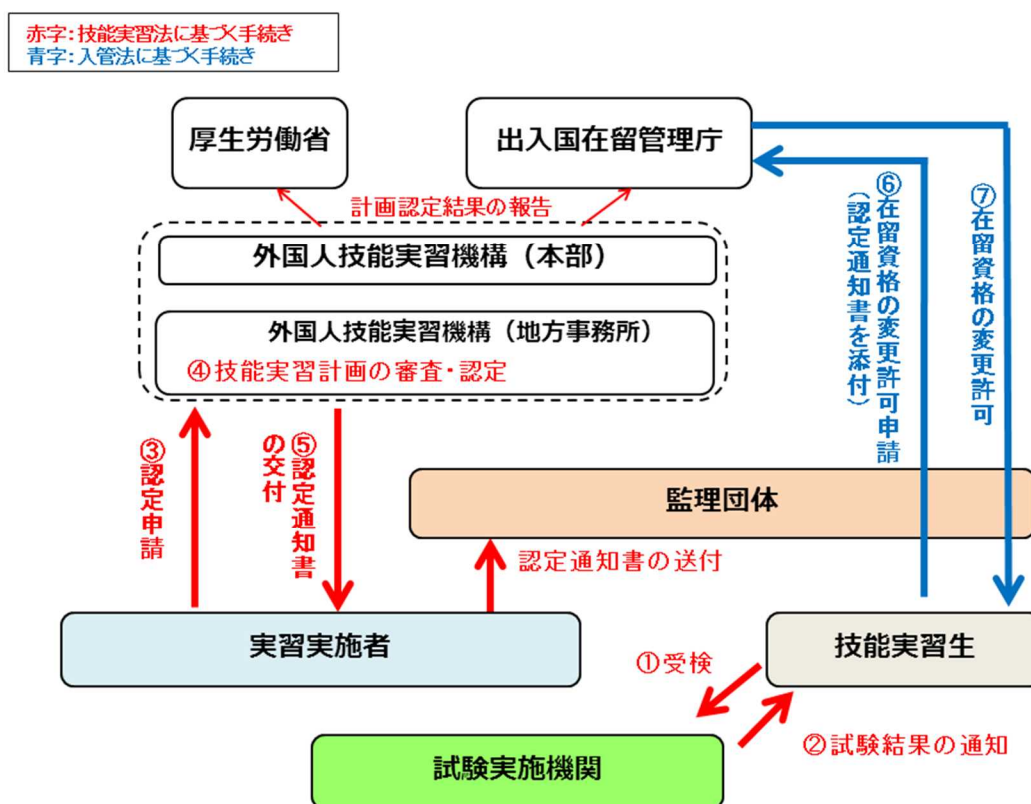
実習実施者は、技能実習計画に認定を受け、技能実習生を受け入れた後も、技能実習法で定められた報告、届出の手続を、定められた様式に従って行う必要があります。その手続は次表のとおりです。

届出・報告一覧(実習実施者)

番号	様式	届出先	期限	方法・通数	備考(該当事例・留意点)
1	技能実習計画経緯変更届出書 (省令様式第3号)	実習実施者の住所地 を管轄する地方事務 所・支所の認定課	変更事由発生 後1か月以内	・持参又は郵送(対 面で配達され、受領 の際、押印又は署 名を行うもので信書 を送ることができ る方式に限る。) ・正本1通	軽微な変更に当たする場合に届出が必要。なお、重要な変更 場合には技能実習計画変更認定の申請が必要。 ※第4章第4節技能実習計画の変更(P146)を参照。
2	実習実施者届出書(省令様式 第7号)		技能実習開始 後遅滞なく		初めて技能実習生を受け入れて技能実習を行なった場合の1 回のみに提出が必要。既に実習実施者届出受理書(省令様式 第8号)を機構から受け取っている場合は届出不要。 ※第4章第9節実施の届出(P172)を参照。
3	技能実習実施困難時届出書 (省令様式第9号)。なお、団 体企業単独型のみ。実習実 施者から監理団体へ遅滞なく 通知することが必要。		届出事由発生 後遅滞なく		実習実施者について、実習認定の取消し、倒産等の経営上・事 業上の理由があった場合、技能実習生について、病気や怪我、 実習意欲の喪失・ホームシック、行方不明があった場合など技 能実習を行わせることが困難となった場合に届出が必要。また、 技能実習生が途中帰国する場合には、帰国することが決まった 時点で帰国前の届出が必要。 ※第4章第10節技能実習実施困難時の届出等(P173)を参 照。
4	実習認定取消し事由該当事実 に係る報告書(参考様式第3- 1号) ※企業単独型のみ。なお、団 体監理型の場合は、実習実 施者から監理団体へ直ちに 報告することが必要。	実習実施者の住所地 を管轄する地方事務 所・支所の指導課	報告事由発生 後直ちに		実習認定の取消し事由(法第16条第1項各号)に該当する場 合に報告が必要。 ※第4章第2節第7(9)法令違反時の報告、二重契約の禁止に 関するもの(P96)を参照。
5	実施状況報告書(省令様式第 10号)	実習実施者の住所地 を管轄する地方事務 所・支所の認定課	毎年4月から5 月末日まで		報告事項とされている行方不明率が20%以上かつ3人以上 の実習実施者については、管轄する機構の地方事務所・支所 の認定課に対し、行方不明者の多発を防止するための実効性 のある対策を講じていることについて、理由書(様式自由)の提 出が必要。 ※第4章第12節実施状況報告(P180)を参照。

表「届出・報告一覧(実習実施者)」

第3 第2号技能実習開始までの流れ(団体監理型技能実習の場合を例示)



① 受検

第2号技能実習を行うためには、第1号技能実習で設定した目標(基礎級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の合格)の達成が必要です。

第1号技能実習の修了後、速やかに第2号技能実習を開始する場合は、**第1号技能実習が修了する2か月前までには受検をすることが推奨されます。**なお、第1号技能実習の期間中の再受検は、1回に限り認められます。

② 試験結果の通知

試験実施機関から試験結果の通知を受けた技能実習生は、合否結果を実習実施者に伝達することが必要です(技能実習生が機構への合否結果の提供に同意をし、機構による受検手続の支援を受けた場合には、試験実施機関から、別途機構へ直接合否結果が通知され、計画認定審査に反映されます。同意をせず、機構による受検手続の支援を受けない場合には、技能実習生から実習実施者を通じて機構へ合否結果を提出する必要がありますが、この場合には認定審査のスケジュールに支障を来す可能性があることに留意が必要です。受検手続の支援の詳細は、機構のHP等により周知しています。)

③ 技能実習計画の認定申請

認定申請は、技能実習開始予定日の6か月前から可能です。また、原則として、技能検定又は技能実習評価試験(以下「技能検定等」という。)の合否が判明し、必要書類を揃えた上で、実習開始予定日の3か月前までに申請を行う必要があります。認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課で受け付けています(機構の地方事務所・支所への郵送による方法、又は機構の地方事務所・支所窓口への持参による方法で申請を受け付けます。なお、郵送の場合、機構に到着した日が申請日となります。)

ただし、実習開始予定日の3か月前を経過してもなお、技能検定等の日程が決まらない場合や、合格が確認できない場合には、技能検定等の合否結果に関する資料を追完することとして同資料を添付せずに申請することは差し支えありません(なお、②において、合否結果の提供に同意をし、機構による受検手続の支援を受けている場合には、試験実施機関から機構へ直接合否結果が通知されるため、追完の必要はありません。)

- ※ 在留期間の満了日の3か月前を過ぎてからの申請については、在留期間の満了日までに「技能実習2号」への在留資格変更許可を受けることが困難となる可能性があります。在留期間の満了日までに第2号技能実習の計画認定を受けることができた場合であって、かつ、在留期間の満了日までに「技能実習2号」への在留資格変更許可申請を行うことができた場合にあっては、特例措置により申請の許否が判明するまで一定期間日本に滞在することは認められますが、第1号技能実習計画は既に終了していることから、技能実習生として技能実習に従事することはできない点に注意が必要です。受検と申請は余裕をもったスケジュールで行ってください。

④ 技能実習計画の審査・認定

第1号技能実習と同様に、申請された技能実習計画については、技能実習法に基づく基準に照らして審査が行われます。

⑤ 認定通知書の交付

認定の決定をした場合は、機構から通知書が交付されます。不認定の決定がされた場合も同様に通知書が交付されます。

- ※ 技能実習生が引き続き在留するためには、在留資格を変更しなければなりません。技能実習計画の認定通知書は在留資格変更許可申請に必要となります。以下⑥・⑦は入管法の手続になります。

⑥ 在留資格の変更許可申請

第2号技能実習の技能実習計画の認定通知書を添付書類として、地方出入国在留管理局に在留資格変更許可申請を行います。具体的な手続については、出入国在留管理庁のHP等を御参照ください。

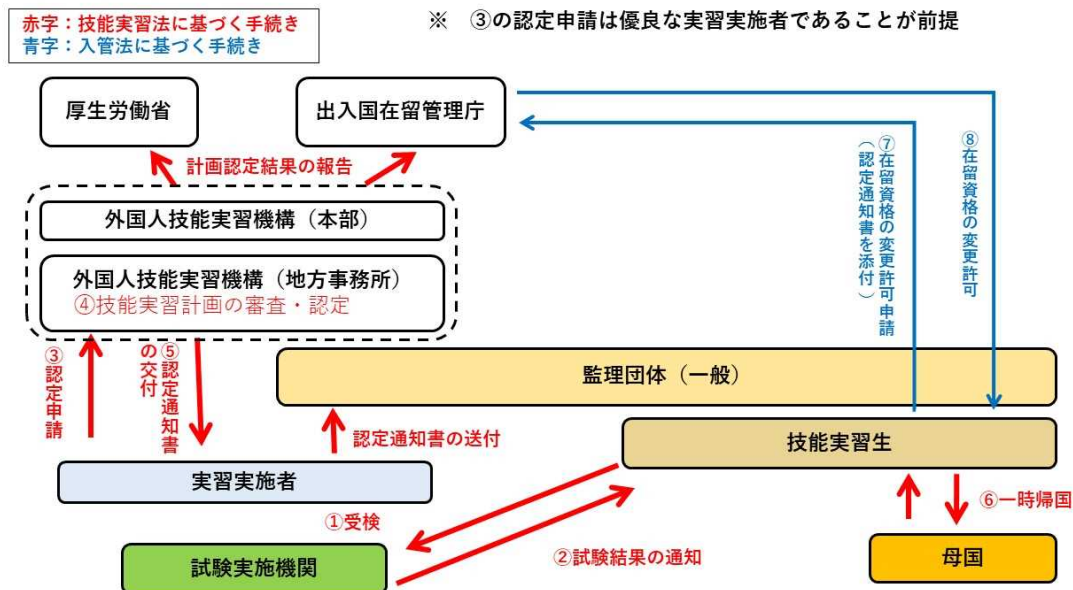
⑦ 在留資格の変更許可

地方出入国在留管理局から在留資格変更の許可がされた後に、第2号技能実習生として引き続き在留することが可能となります。

※ 第2号技能実習を良好に修了しており、従事しようとする業務において要する技能と第2号技能実習の職種・作業で修得した技能に関連性があると認められる場合にあっては、在留資格「特定技能1号」として在留するために必要とされる技能水準及び日本語能力水準に係る試験又はその他の評価方法による証明は免除されます。そのため、他の要件を満たせば、特定産業分野(14分野)において、在留資格「特定技能1号」として、引き続き在留を継続すること又は帰国後に改めて同在留資格により入国することが可能です(技能実習の職種・作業によって異なります。所定の手続が必要です。)

(「特定技能1号」として在留するための手続や要件など「特定技能制度」の詳細はこちら https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw//nyuukokukanri01_00127.html)

第4 第3号技能実習開始までの流れ(団体監理型技能実習の場合を例示)



① 受検

第3号技能実習を行うためには、第2号技能実習で設定した目標(3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格)の達成が必要です。

第2号技能実習の終了後、1か月以上の帰国期間の後、速やかに第3号技能実習を開始する場合は、**第2号技能実習が修了する2か月前までには受検をすることが推奨されます**。なお、第2号技能実習の期間中の再受検は、1回に限り認められます。

② 試験結果の通知

試験実施機関から試験結果の通知を受けた技能実習生は、合否結果を実習実施者に伝達することが必要です(技能実習生が機構への合否結果の提供に同意をし、機構による受検手続の支援を受けた場合には、試験実施機関から、別途機構へ直接合否結果が通知され、計画認定審査に反映されます。同意をせず、機構による受検手続の支援を受けない場合には、技能実習生から実習実施者を通じて機構へ合否結果を提出する必要がありますが、この場合には認定審査のスケジュールに支障を来す可能性があることに留意が必要です。受検手続の支援の詳細は、機構のHP等により周知しています。)

③ 技能実習計画の認定申請

認定申請は、技能実習開始予定日の**6か月前から可能**です。また、原則として、

技能検定等の合否が判明し、必要書類を揃えた上で、実習開始予定日の4か月前まで(第2号技能実習の終了後、1か月以上の帰国期間の後、速やかに第3号技能実習を開始する場合は、第2号技能実習を修了する予定の3か月前まで)に申請を行う必要があります。認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課で受け付けています(機構の地方事務所・支所への郵送による方法、又は機構地方事務所・支所窓口への持参による方法で申請を受け付けます。なお、郵送の場合、機構に到着した日が申請日となります。)。

ただし、実習開始予定日の3か月前を経過してもなお、技能検定等の日程が決まらない場合や、合格が確認できない場合には、技能検定等の合否結果に関する資料を追完することとして同資料を添付せずに申請することは差し支えありません(なお、②において、合否結果の提供に同意をし、機構による受検手続の支援を受けている場合には、試験実施機関から機構へ直接合否結果が通知されるため、追完の必要はありません。)。

※ 在留期間の満了日の3か月前を過ぎてからの申請については、第2号技能実習の修了後、1か月以上の帰国の後、速やかに「技能実習3号」への在留資格変更許可を受けることが困難となる可能性があります。在留期間の満了日まで第3号技能実習の計画認定を受けることができた場合であって、かつ、在留期間の満了日まで「技能実習3号」への在留資格変更許可申請を行うことができた場合にあっては、特例措置により申請の可否が判明するまでの一定期間日本に滞在することは認められますが、技能実習生として技能実習に従事することはできない点に注意が必要です。受検と申請は余裕をもったスケジュールで行ってください。

※ 第3号技能実習については、実習実施者を変更すること(転籍)が可能です。認定申請は第3号技能実習を行う実習実施者が行う必要があります。

④ 技能実習計画の審査・認定

第1号技能実習・第2号技能実習と同様に、申請された技能実習計画については、技能実習法に基づく基準に照らして審査が行われます。

※ 第3号技能実習を行うためには、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たす優良な実習実施者(P111参照)である必要があります。

⑤ 認定通知書の交付

認定の決定をした場合は、機構から通知書が交付されます。不認定の決定がされた場合も同様に通知書が交付されます。

⑥ 一時帰国

技能実習生は、第2号技能実習の終了後、第3号技能実習を開始するまでの間又は第3号技能実習開始後1年以内に、技能実習生は必ず1か月以上の一時帰国をしなければなりません。

※ 技能実習生が引き続き在留するためには、在留資格を変更しなければなりません。

技能実習計画の認定通知書は在留資格変更許可申請に必要となります。以下⑦・⑧は入管法の手続になります。

⑦ 在留資格の変更許可申請

第3号技能実習の技能実習計画の認定通知書を添付書類として、地方出入国在留管理局に在留資格変更許可申請を行います。具体的な手続については、出入国在留管理庁のHP等を御参照ください。

⑧ 在留資格の変更許可

地方出入国在留管理局から在留資格変更の許可がされた後に、第3号技能実習生として引き続き在留することが可能となります。

※ 上記の流れは、1号から3号まで本邦における在留資格を継続したまま技能実習を行わせる場合のものであり、一時帰国の期間が長いなどの理由により、技能実習生が在留資格を失った後に第3号技能実習生として新規入国をする場合には、第1号技能実習の場合と同様に、在留資格認定証明書の交付申請を行い、在留資格認定証明書の交付を受けた後に上陸する手続が必要となります。

※ 第3号技能実習を修了するまでに、第3号技能実習で設定した目標(2級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格)の達成に向けて受験しなければなりません。

※ 第2号技能実習を良好に修了しており、従事しようとする業務において要する技能と第2号技能実習の職種・作業で修得した技能に関連性があると認められる場合(注)にあつては、在留資格「特定技能1号」として在留するために必要とされる技能水準及び日本語能力水準に係る試験又はその他の評価方法による証明は免除されます。そのため、他の要件を満たせば、特定産業分野(14分野)において、在留資格「特定技能1号」として、引き続き在留を継続すること又は帰国後に改めて同在留資格により入国することが可能です(技能実習の職種・作業によって異なります。所定の手続が必要です。)

(「特定技能1号」として在留するための手続や要件など「特定技能制度」の詳細は

こちら https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw//nyuukokukanri01_00127.html)

(注)第3号技能実習を修了している者を含みます。